

公 開
頭 撮 り 可

平成24年5月8日
老健局振興課 品川、山田、植原
電話（代表）03-5253-1111
内線：3986
（直通）03-3595-2889

「介護職員の処遇改善等に関する懇談会」の開催について

標記について、下記のとおり開催いたしますのでお知らせします。傍聴を希望される方は傍聴要領によりお申し込みください。

記

- 1 開催日時：平成24年5月11日（金）10：00～12：00
- 2 場 所：厚生労働省専用第12会議室（12階日比谷公園側）
（東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館）
- 3 内 容：介護職員の処遇改善等に関する意見交換
（1）実践キャリアアップについて
（2）認定介護福祉士（仮称）について
（3）その他介護人材の確保等について
- 4 傍聴要領
（1）以下の内容を記載の上、老健局振興課までFAX（03-3503-7894）にてお申し込みください。なお、電話によるお申し込みは、お受けしておりません。
 - 表題「介護職員の処遇改善等に関する懇談会 傍聴希望」
 - 傍聴希望者の「お名前（ふりがな）」
 - 「連絡先住所」・「電話番号」・「FAX番号」
 - 「勤務先」又は「所属団体」

- (2) お申込みに当たっては、1枚(1通)につき一人ずつとしてください。
複数名のお申し込みを希望される場合は、お手数ですが、一人ずつお申し込みください。
- (3) 傍聴申込みの締切りは、5月9日(水) 17:00です。
- (4) 申込み多数の場合は抽選を行い、その結果傍聴できない場合もありますのでご了承ください。
抽選の結果、傍聴券が当たった方には5月10日(木)までにFAXで傍聴券を送付いたします。
会議当日は、この傍聴券を必ず受付に提示してください。
なお、抽選に漏れた方に対しては、特段通知いたしませんのでご了承ください。
- (5) 車椅子で傍聴を希望される方は、その旨お書き添えください。また、介助者がいる場合は、その方の氏名等も併せてお書きください。
- (6) 傍聴に当たっては、別紙「傍聴される方への注意事項」を遵守してください。
- (7) カメラ等の撮影については、冒頭のみ可とします。

(別紙)

傍聴される方への注意事項

会議の傍聴に当たり、次の事項を遵守してください。

これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

- (1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- (2) アラーム付きの時計、携帯電話、ポケットベル等、音の出る機器については電源を切るか音が鳴らないようマナーモードに設定してください。
- (3) 会議中に写真撮影、ビデオ撮影及び録音をすることはできません。
- (4) 静粛を旨とし、議事進行の妨害になるような行為は慎んでください。
- (5) 説明、発言等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- (6) 庁舎内は禁煙です。また、傍聴中、飲食、新聞若しくは書籍等の閲読はご遠慮ください。
- (7) 傍聴中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- (8) 刃物その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- (9) その他、司会及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。